

事 務 連 絡
令和6年3月29日

地域密着型サービス事業所 管理者様
介護予防・日常生活支援総合事業所 管理者様

みよし広域連合介護保険センター所長
(公 印 省 略)

令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出の
提出について（通知）

日頃は、介護保険制度の適切な運営にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度介護報酬改定に伴い、令和6年4月から新設される減算又は算定区分が変更となる加算（以下「加算等」と言う。）について、別紙のとおり取り扱います。

別紙と異なる加算等の算定を行う場合は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出を提出していただきますようお願いいたします。この場合、令和6年4月実施分からの変更については、令和6年4月15日（月）までに提出してください。

※別紙に記載のない加算及び減算について、変更がない場合は届出の提出は不要です。

※居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所については、令和6年度介護報酬改定による届出の提出は不要です。

※他の保険者による指定分については、変更の有無に関わらず届出が必要な場合がありますので、ご確認ください。

1 新設される減算

全サービス

	改正前	改正後 (届出がない場合、この算定区分で取り扱います)
高齢者虐待防止措置未実施減算	(新設)	減算型
業務継続計画未策定減算 (※)	(新設)	減算型

※業務継続計画未策定減算について、訪問系サービスは令和7年4月1日からの適用となるため、令和6年4月15日までの届出は不要です

2 算定区分が変更となる加算

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

	改正前	改正後 (届出がない場合、この算定区分で取り扱います)
個別機能訓練加算	あり	なし

認知症対応型共同生活介護 (短期含む)

	改正前	改正後 (届出がない場合、この算定区分で取り扱います)
医療連携体制加算	加算Ⅰ	医療連携体制加算Ⅰ 加算Ⅰイ
	加算Ⅱ	医療連携体制加算Ⅰ 加算Ⅰロ
	加算Ⅲ	医療連携体制加算Ⅰ 加算Ⅰハ

3 その他

介護職員処遇改善加算、介護職員等特別処遇改善加算又は介護職員等ベースアップ加算を算定している事業所は、令和6年6月分からの変更（介護職員等処遇改善加算への一本化）について、届出を提出してください。